

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 3 月 31 日

木 曜 日

号 外(20)

## 目 次

訓 令	
○富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	1

## 訓 令

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県訓令第 7 号

経 営 管 理 部  
出 納 局  
総合県税事務所

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

富山県税事務取扱規程（昭和27年富山県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立整理簿」を「審査請求整理簿」に改める。

第19条中「第73条第7項」の次に「、条例附則第5条の17第1項」を加える。

第36条第1項中「第65条の2第1項若しくは第5項」の次に「、条例附則第5条の14第1項」を加え、「第15条第3項」を「第15条第4項」に、「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同条第2項中「第65条の2第7項若しくは第8項」の次に「、条例附則第5条の15第1項」を加える。

第36条の2中「第3項又は」を削り、「よつて」を「よる」に、「換価の猶予の期間の延長又は」を「法第15条の5第2項若しくは法第15条の6第3項の規定によ

---

る換価の猶予期間の延長又は法第15条の5の3第2項において読み替えて準用する法第15条の3第1項若しくは法第15条の6の3第2項において読み替えて準用する法第15条の3第1項の規定による」に、「換価の猶予取消し」を「換価の猶予の取消し」に改める。

第38条の3中「又は第146条の2第1項」を「、第146条の2第1項、条例附則第5条の10第1項又は条例附則第5条の12第1項」に改める。

第39条中「若しくは法第368条第3項」を「、法第368条第3項若しくは条例附則第5条の14第5項」に改める。

第7号様式の16中

---

氏 名		主たる事務所所在地	
事業種別		事業を行った期間	年 月 日から 年 月 日まで
総所得金額	円	貴都道府県分総所得金額	円 摘要
課税標準額	円	貴都道府県分課税標準額	円

を

氏 名		主たる事務所所在地	
個人番号			
事業種別		事業を行った期間	年 月 日から 年 月 日まで
総所得金額	円	貴都道府県分総所得金額	円 摘要
課税標準額	円	貴都道府県分課税標準額	円

に改める。

第30号様式(1)中 「徴 収 猶 予」 を 「徴 収 の 猶 予」 に、  
徴収猶予期間の延長 徴収の猶予期間の延長

「徴 収 猶 予」 を 「徴 収 の 猶 予」 に、 「徴 収 の 猶 予」 を 「徴 収 の 猶 予」 に改め  
徴収猶予期間の延長 徴収の猶予期間の延長 徴収の猶予期間の延長 徴収の猶予期間の延長

る。

**附 則**

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7号様式の16の改正規定は、公表の日から施行する。

(税 務 課)

